

品川区不燃化特区専門家派遣支援要綱

制定 平成 25 年 6 月 28 日 区長決定 要綱第112号
改正 平成 25 年 12 月 6 日 区長決定 要綱第155号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 区長決定 要綱第5 3号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 6 月 28 日 区長決定 要綱第 111 号。以下「特区制度要綱」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に基づき、地域の防災性および住環境の向上に資する建替え等を行う者に対して区が専門家派遣支援を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、特区制度要綱、東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成 18 年 3 月 31 日 決定 17 都市整防第 809 号。以下「密集制度要綱」という。）、東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日 決定 17 都市整防第 809 号。以下「密集交付要綱」という。）および東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日 決定 24 都市整防第 598 号。以下「制度要綱」という。）の例による。

(派遣対象者)

第 3 条 この要綱におけるまちづくり専門家の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、制度要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する不燃化特区の区域内において、品川区不燃化推進特定整備地区制度要綱第 2 条（8）に定める「延焼防止上危険な老朽建築物」（ただし、以下の各号に掲げる区域にかかる建築物を除く。）の所有権を有する個人またはその建築物が存する土地の所有権を有する個人とする。

(1) 制度要綱に定める、特定整備路線の区域

(2) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）の定めによる都市計画決定のなされた市街地開発事業の施行区域

2 前項の規定にかかわらず、区長は地域の防災性向上のために特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

(支援内容)

第 4 条 不燃化に伴う権利者の移転や建替え等に関して必要な提案、指導、助言等を行うため、弁護士、司法書士等のまちづくり専門家を派遣対象者に派遣する。

(派遣内容の限度)

第 5 条 まちづくり専門家の派遣回数同一派遣対象者につき、当該年度 5 回を限度とする。

2 前項の規定は、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 まちづくり専門家の派遣は 1 回の申請につき、1 業種のまちづくり専門家に限るものとする。

(まちづくり専門家の派遣申請)

第 6 条 まちづくり専門家の派遣を希望する派遣対象者は、その都度品川区不燃化特区まちづくり専門家派遣申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

(まちづくり専門家の派遣決定および通知)

第 7 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、派遣対象になることを決定した場合は、品川区不燃化特区まちづくり専門家派遣対象確認通知書（第 2 号様式）により、派遣対象にならないことを決定した場合は、品川区不燃化特区まちづくり専門家派遣対象にならない旨の通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知する。

(まちづくり専門家の選任・業務依頼および業務受諾)

第8条 区長は、前条により派遣を決定した場合は、業務内容に適合したまちづくり専門家を
選任し、品川区不燃化特区まちづくり専門家業務依頼書（第4号様式）により業務を依頼す
る。

2 前項により業務を依頼されたまちづくり専門家は、当該業務を受諾するにあたっては、品
川区不燃化特区まちづくり専門家派遣業務受諾書（第5号様式）を区長に提出するものとす
る。

（業務実績報告）

第9条 業務を受諾したまちづくり専門家は、当該業務が終了した後、速やかに品川区不燃化
特区まちづくり専門家業務実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（業務内容の確認と支払の決定）

第10条 区長は前条による業務実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、業務
が適正に行われたと認められた場合は、その業務に対する報償金の支払を決定し、品川区
不燃化特区まちづくり専門家報償金支払決定通知書（第7号様式）によりまちづくり専門
家に通知するものとする。

（業務報償金支払の請求）

第11条 前条の規定による支払決定通知を受けたまちづくり専門家は、通知書の受領後速や
かに品川区不燃化特区まちづくり専門家報償金支払請求書（第8号様式）により区長に業務
に対する報償金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに報償金を支払うものとする。

（秘密の保持）

第12条 まちづくり専門家は、この派遣により知り得た個人情報、品川区情報公開・個人
情報保護条例（平成9年10月27日決定条例第25号。）に基づき処理しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるほか、この支援事業の運用に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。